

総務教育常任委員会資料

(平成28年12月15日)

【項目】

ページ

1 地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金（第2回）の交付対象事業の決定について	【とっとり元気戦略課】	1
2 全国知事会議の開催結果について	【広域連携課】	5
3 智頭町での産業用大麻栽培者の逮捕事件に伴う対応状況について	【とっとり暮らし支援課】	40
4 生涯活躍のまち（日本版CCRC）実現に向けた取組状況について	【とっとり暮らし支援課】	41
5 「第2回いいね！地方の暮らしフェア」の開催について	【とっとり暮らし支援課】	42
6 鳥取県中部地震からの復興に向けたトットリズム県民運動の取組状況について	【参画協働課】	44
7 「鳥取働き方改革推進会議」の開催結果について	【女性活躍推進課】	45

元気づくり総本部



地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金（第2回）の交付対象事業の決定について

平成28年12月15日
とっとり元気戦略課

本県が内閣府に申請していた地域再生計画が次のとおり認定される見込みとなるとともに、地方創生推進交付金（第2回）について対象事業が決定され、平成28年11月25日に公表されました。

なお、地域再生法に基づく地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付決定は、同年12月下旬の予定です。

1 交付決定額 260,876千円（申請額267,547千円に対し採択率97.5%）

2 地域再生計画の事業概要及び地方創生推進交付金（第2回）交付予定額

（単位：千円）

	事業名	申請額	交付予定額
単独	～「新たな空のステージ」への挑戦～「空の駅」推進事業 空港を移動の通過点から旅の目的地「空の駅」に進化させるため、「人・もの・情報」が動き・集まる空港のポテンシャルを活かし、民間活力の導入や周辺観光施設等との連携を図ることで「見て、食べて、買って楽しむ」交流・物販・情報発信及び6次産業化・ビジネスチャレンジ推進等の拠点として整備・推進し、地域経済の好循環に結びつける。	36,285	29,614
	とっとりフードバレー（豊かな食と技術の集積地）形成プロジェクト 本県の有する豊かな資源と高度な技術等を有する強みを活かし、高品質和牛増産技術の強化や陸上養殖の事業化、ブランド化推進など高付加価値化を加速するとともに、地域商社の設立を通じて海外競争力の強化を図る。また、県内完結の加工体制構築、販売・流通改革により「とっとりフードバレー（豊かな食と技術の集積地）」を形成し、県内関連産業を活性化し県民所得の向上につなげる。	86,912	86,912
	「木づかいの国とっとり」推進プロジェクト 素材生産量拡大、高付加価値化と新たな県産材製品開発により儲かる林業を追及する一方で、安全に特化した技術導入、林業+X（職業ハンター、森林セラピー案内人、スキーインストラクター等）を生業とするフレキシブルな「半林半X」のライフスタイルを提案し、職住近接を実現する住まい斡旋の仕組を通じて、女性や若者が森林資源を活用して定着する好循環を目指すとともに、森林の恵みを多面的に活用した地域活性化を図る。	137,960	137,960
広域連携※2	小計	261,157	254,486
	名峰「大山」とともに生きる・鳥取県西部圏域の広域観光推進プロジェクト（第1回申請分の増額変更） 日本遺産認定や大山開山1300年を契機に、空き店舗を活用したチャレンジショップや民俗文化歴史を体感するプログラム開発、ガイド育成など地域の魅力づくり・仕事づくりのほか、圏域版DMOによる観光地域づくりにより交流人口の拡大と雇用創出を実現し、広域観光の推進による地域経済の活性化を目指す。	6,390 (1回目: 24,250)	6,390 (1回目: 24,250)
合 計		267,547	260,876

① (採択率 97.5%)

※1 対象外経費は空港一体化整備基本設計費（地方創生拠点整備交付金で申請予定）

※2 広域連携：広域にわたって複数の地方公共団体が連携して同一の交付金事業を実施するもの

<参考1>

既認定地域再生計画の事業概要及び地方創生推進交付金（第1回）交付予定額

(単位：千円)

地域再生計画の事業概要	平成28年度	
	申請額	交付予定額
梨で「儲かる」「人が集う」地域産業活性化プラン 観光や商工業との連携による海外を含む新たな需要の開拓や6次化等を戦略的に推進し、梨栽培に取り組みやすい環境づくりや高大連携等による人材の育成・確保を図る。 併せて、農研機構梨育種研究機能の移転を契機に消費者ニーズに沿った新品種開発や高値新品種（新甘泉、秋甘泉）への改植等により、持続可能な産地の実現と地域産業の活性化を目指す。	50,236	50,000
高度人材育成開発拠点の形成を契機とした産業構造の転換促進 (とっとり Re-Growth プラン) 職業能力開発総合大学校の一部機能移転を契機として、自動車など成長分野の企業集積、アジア地域の需要獲得、県内企業による技術力・生産性の向上、成長分野で必要とされる高度技能・技術人材の育成及び人材確保を一体的に推進することにより、本県の産業構造の変革を通じた経済の再生と成長を図る。	23,167	23,167
鳥取県の人口減少に歯止めをかける！転出超過解消大作戦！ キャリア教育・深化型インターンシップの展開、とっとり就活サポートによる学生へのアプローチ、きめ細やかな相談支援サービス等を通じて若者が地元に残りUターン就職する流れをつくり、転出超過解消につなげるとともに、移住者ら若者がつくる地域拠点がひとを呼び込む「まちの賑わい創出」で地域活性化を進め、人口減少に歯止めをかける。	29,423	29,423
名峰「大山」とともに生きる・鳥取県西部圏域の広域観光推進プロジェクト	24,250	24,250
合計	127,076	126,840

(採択率 99.8%)

②

(第2回) 260,876千円 ①+ (第1回) 126,840千円 ② = 387,716千円

人口1人当たりの交付予定額

第1位：鳥取県（676円／人）、第2位：島根県（615円／人）、第3位：石川県（498円／人）

<参考2>

地方創生推進交付金の概要

(1) 予算額

1,000億円（事業費ベース2,000億円、国費1/2）

（道、汚水処理施設、港の整備事業を除く 実質の地方創生事業充当可能額：584億円）

(2) 対象事業

地方版総合戦略に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の
自主的・主体的な取組で先導的な事業

＜事業分野＞しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり

(3) 申請事業数の上限

都道府県：6事業（広域連携事業を含む場合は7事業）

市区町村：3事業（広域連携事業を含む場合は4事業）

<参考3>

地方創生推進交付金（2回目） 平成28年度申請事業一覧

予算区分	事業名	事業費(千円)	事業所管課
1. ~「新たな空のステージ」への挑戦~「空の駅」推進事業			
当初	国内航空便利用促進事業(一部)	6,640	交通政策課
当初	まんが王国発ソフトパワー事業(一部)	459	まんが王国官房
9月補正	県内空港航空便利用促進事業	3,400	交通政策課
9月補正	外国人観光客受入推進事業	19,405	観光戦略課
9月補正	空の新たなステージに向けた戦略事業(一部)	26,324	観光戦略課
9月補正	「空の駅」×「食のみやこ鳥取県」賑わい創出事業	3,000	食のみやこ推進課
9月補正	鳥取砂丘コナン空港交流創出整備事業(一部)	13,343	空港港湾課
小計		72,571	
2. とつとりフードバレー(豊かな食と技術の集積地)形成プロジェクト			
当初	【鳥取フードバレー戦略事業】「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業(一部)	39,305	販路拡大・輸出促進課
当初	【鳥取フードバレー戦略事業】食の安全・安心プロジェクト推進事業(一部)	248	販路拡大・輸出促進課
当初	6次化・農商工連携支援事業(一部)	64,831	食のみやこ推進課
当初	農場HACCP推進事業	2,140	畜産課
当初	県産畜産物ブランド力向上・消費拡大事業(一部)	9,500	畜産課
当初	資源増殖推進事業(一部)	9,362	水産課
当初	水産物加工流通対策事業	3,324	水産課
当初	試験研究費(一部)	8,851	畜産試験場
当初	栽培漁業センター試験研究費(一部)	5,239	栽培漁業センター
9月補正	食の安全・安心HACCP(ハサップ)推進事業	13,000	くらしの安心推進課
9月補正	【鳥取フードバレー戦略事業】「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業	16,624	販路拡大・輸出促進課
9月補正	第15回全日本ホルスタイン共進会対策事業	1,400	畜産課
小計		173,824	

予算区分	事業名	事業費(千円)	事業所管課
3. 「木づかいの国とつとり」推進プロジェクト			
当初	高校と連携した中山間地域の活性化事業	2,000	とつとり暮らし支援課
当初	とつとりスタイルエコツーリズム普及推進事業(一部)	4,000	観光戦略課
当初	鳥取県野外保育促進事業(一部)	15,000	子育て応援課
当初	ニホンジカ捕獲強化体制推進事業(一部)	2,700	緑豊かな自然課
当初	とつとりジビエ利用促進総合対策事業(とつとりジビエ消費拡大事業)	5,412	食のみやこ推進課
当初	食のみやこ鳥取県推進事業(魅力ある食づくり事業)(一部)	2,300	食のみやこ推進課
当初	森林整備担い手育成対策事業(一部)	14,135	林政企画課
当初	路網整備推進事業	20,796	県産材・林産振興課
当初	低コスト林業機械リース等支援事業(一部)	99,582	県産材・林産振興課
当初	「木づかいの国とつとり」推進プロジェクト	7,350	県産材・林産振興課
当初	県産材高付加価値化推進事業	11,400	県産材・林産振興課
当初	鳥取暮らし農林水産就業サポート事業	1,034	県産材・林産振興課
当初	試験研究費(一部)	5,074	林業試験場
5月補正	安全に特化した林業研修体制整備事業	25,146	林政企画課
5月補正	林業創生オーストリア技術導入推進事業	2,991	林政企画課
9月補正	移住者の住まいとなる空き家確保促進事業	6,000	とつとり暮らし支援課
9月補正	間伐材搬出等事業	51,000	県産材・林産振興課
小計		275,920	
4. 【変更増額】名峰「大山」とともに生きる・鳥取県西部圏域の広域観光推進プロジェクト			
9月補正	伯耆国「大山開山1300年祭」加速化事業(一部)	12,780	西部総合事務所 地域振興局
小計		12,780	

1~4 合計	535,095
--------	---------

全国知事会議の開催結果について

平成28年12月15日
広域連携課

平成28年11月28日（月）に開催された全国知事会議の開催結果は、次のとおりです。

1 出席者

平井鳥取県知事ほか各都道府県知事（知事本人出席：19名）

2 全国知事会主催全国知事会議（場所：都道府県会館）

政府主催の全国知事会議に先立って全国知事会主催の全国知事会議が開催され、総理や閣僚に対する緊急決議・要望の内容・方向性等について協議した。

また、会議の開催に当たり、平井知事から10月21日の鳥取県中部地震発災に伴う各都道府県からの支援に対するお礼、鳥取県中部地震の被害状況、今後の引き続きの支援の協力について発言があった。

（1）高市総務大臣との意見交換

来年度の地方財政計画に関連し、全国知事会の関係委員長等から高市総務大臣に対して意見を表明した。地方税財政常任委員長の石井富山県知事からは、一般財源総額の確保、国民健康保険の運営主体を都道府県に移管する際の確実な財政支援の実施など、危機管理防災特別委員長の鈴木三重県知事から緊急防災・減災事業債の恒久化などについて意見があった。

こうした意見に対して高市総務大臣からは、一般財源総額、とりわけ地方交付税総額を適切に確保することについて最大限努力すること、国民健康保険の運営主体を都道府県に移管する際は財政運営に支障が生じることがないよう対応すること、緊急防災・減災事業債は延長を前提に検討しており、延長期間や対象経費は今後検討していくことなどの発言があった。

（2）平成29年度予算編成に向けて 資料1

年末の予算編成に向け、地方の安定的な財政運営を確保するため、地方一般財源総額の確保、国民健康保険の財政基盤強化のための財政支援の拡充、緊急防災・減災事業債の恒久化、臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保などを盛り込んだ税財政に関する提言を取りまとめた。

（3）地方創生について 資料2

地方創生の本格実現に向けて、地方大学の振興、東京23区における大学・学部の新增設の抑制、地方拠点強化税制の更なる拡充、地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大等を盛り込んだ緊急決議について議論が交わされた。東京都から一部反対意見があったものの、山田会長から地方の実情への理解を求める発言もあり、原案どおり緊急決議を取りまとめた。

（4）教育施策に関する提言について 資料3～4

教職員定数の確保、給付型奨学金創設による平等な進学機会の確保、地方大学の安定的な運営の確保などを盛り込んだ人材育成のための提言を取りまとめた。

（5）その他

危機管理防災特別委員長の鈴木三重県知事から、鳥取県中部地震の復旧復興に対する支援を松本防災担当大臣に対して要請を行ったことが報告された。

また、総合戦略・政権評価特別委員長の飯泉徳島県知事から、現行憲法にない地方自治規定の充実や参議院を地域代表制とする内容の憲法改正草案、憲法改正を経ずに合区解消を図るための方法である公職選挙法や国会法の改正などを盛り込んだ最終報告書を「憲法と地方自治研究会」が取りまとめたことが報告された。

3 政府主催全国知事会議（場所：総理大臣官邸）

安倍内閣総理大臣及び関係閣僚出席のもと、地方創生の実現、予算の確保などをテーマとした懇談が行われた。

平井知事からは、住宅の応急修理に対して災害救助法の弾力的な適用、観光に対する風評被害対策、

災害廃棄物処理に対する支援、被災中小企業に対する支援についての要請発言があった。これに対して、松本防災担当大臣から、被災地の復旧復興に向けて政府一丸となってスピード感を持って全力で支援していく旨の回答があった。

＜安倍内閣総理大臣の主な発言＞

（1）地方創生について

- ・東京一極集中のは正に向けて、地方創生のアクセルを踏んで、地方への新しい人の流れを作っていく。
- ・ミッシングリンクのある山陰道を始め、高速道路や新幹線などのネットワークにより、全国を一つの経済圏に統合する地方創生回廊を作り上げる。
- ・消費税引上げ再延期に伴い、社会保障充実のための事業のすべてを行えないことは理解いただきたい。しかし、待機児童ゼロを目指して保育の受け皿整備、介護離職ゼロを目指して介護の受け皿の整備、保育士及び介護職員などの待遇改善などを優先して実施する。

（2）予算の確保について

- ・経済財政再生計画において、地方の一般財源総額は2018年度まで2015年度地方財政計画水準を下回らないように同水準を確保するとしており、適切に対応したい。
- ・国民健康保険の財政支援については、円滑な運用のため、予算編成過程の中で最大限の努力を行う。
- ・TPP対策について、輸出拡大も含め農家の手取りを増やしていきたい。必要な財源は政府で責任を持って、万全の対策を講じていく。

（3）合区の問題について

- ・地方が、合区の問題に対してどう考えているかを表明することは大変有意義である。
- ・解消に向けた強い意見がある一方で、高等裁判所の違憲状態を指摘する判決もあった。議会政治の根幹に当たる問題なので、各会派、各党において、地方の声に耳を傾けながら議論を進めていただきたい。

平成29年度税財政等に関する提案

平成28年10月
全国知事会

【総論】

I 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

我が国の景気は、企業収益が過去最高水準となり、有効求人倍率もかつてない高水準まで上昇するなど回復基調が続いているものの、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、景気が下押しされるリスクがあるなかで、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

政府では世界的な需要の低迷、成長の減速による景気悪化のリスクに備え、内需を腰折れさせないようあらゆる政策を総動員するとして、平成29年4月に予定されていた消費税・地方消費税率の10%への引上げを2年半再延期することとされたが、安倍ノミクスの成果を地域の隅々まで行きわたらせ名目GDP600兆円を達成するためには、生産性の向上や働き方改革を進め、新市場の開拓や国内の需要を高めるとともに、国・地方が一体となって強力な地域経済対策を講じていくことが必要である。

平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」（以下「骨太の方針」という。）では、「成長と分配の好循環」を全国津々浦々まで波及させ、人口減少と地域経済の縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保するため、地域が持つ魅力を最大限引き出し、国・地方において官民の総力を挙げて地方創生を本格展開することとされている。

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。我々地方も、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟をもって臨んでいる。

平成28年6月2日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」では、地方創生の本格展開に向けて、「各分野の政策の推進」「地域特性に応じた戦略の推進」「多様な地方支援の推進」の3つの基本方向により、施策の一層の推進を図っていくこととされたが、今後、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。また、構造的な課題の解決には長期間にわたる取組みが必要であり、そのための恒久財源を確保し、地方創生の取組みを息長く支援すべ

きである。

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続

地方創生は地方版総合戦略の策定段階から、本格的な地方創生事業推進の段階へ移行するなかで、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2) 地方創生推進交付金の拡充及び弾力的な運用等

地方一般財源総額の確保に加え、地方創生の取組みを深化させるための交付金については、平成28年度当初予算において「地方創生推進交付金」（1,000億円、国1/2）が創設され地方負担についても、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講ずることとされたほか、平成27年度補正予算において「地方創生加速化交付金」（1,000億円、国10/10）が措置されたところである。

今後、地方創生は本格展開の時期に入り、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があること、交付金に対する地方の期待が極めて高いことなどから、平成29年度の概算要求において国費ベースで当初予算を上回る1,170億円が計上された「地方創生推進交付金」については、しっかりとその総額を確保すべきである。「地方創生推進交付金」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの交付金額の上限設定などの制約を大胆に排除するほか、施設整備事業等についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に特に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、地方において、より使い勝手のよいものとすべきである。

また、平成28年度の第二次補正予算に盛り込まれた「地方創生拠点整備交付金」（900億円、国1/2）については、交付金が地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組みを進めることを目的として創設されたものであることを踏まえ、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施を可能とするなど、その運用においては、地方の要望等を十分踏まえたものとすべきである。

このほか、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うべきである。

2 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

昨年閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において定められた「經

「済・財政再生計画」では、低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを早期に行うこととされている。

一方、人口移動の面では、平成27年の東京圏への転入超過数が約12万人（前年比約1万人増）となり4年連続で増加するなど、東京一極集中の傾向が加速している。

今後、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方をはじめ、三世代同居・近居の促進、所得税・個人住民税における婚姻転居費等の特定支出控除の対象への追加など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。この際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。

さらに、少子化対策の抜本強化に向け、段階的な幼児教育・保育料無償化、不妊治療への支援の拡充、無利子奨学金の充実、多様な保育サービスの拡充、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の早急な廃止等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の平成29年度当初予算での規模拡大と運用の弾力化や子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保など、子育て支援の充実を図るべきである。

併せて、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭への支援策の拡充や給付型奨学金の創設等による教育費負担の軽減、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化と運用の弾力化、贈与税における教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充など、子どもの貧困対策の更なる充実・強化を図るべきである。

また、平成28年度税制改正では、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」について、雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用を可能とする制度の拡充が行われ、また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」も創設され、地方創生の推進に資する税制の充実が図られたところである。

東京一極集中の是正に向け、「地方拠点強化税制」について、オフィス減税における平成29年度に引き下げられる税額控除率の現行水準への引上げ、雇用促進税制における質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の拡充、支援対象地域の拡充の検討及び仮に拡充する場合、現行の支援対象地域と支援内容に差を設けることの検討など、制度の更なる拡充も含めた企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住の促進など、地方への人の流れをつくるための税財政制度について幅広く検討すべきである。

3 ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品（特典）の送付については、引き続き、制度本来の趣旨、経済的利益の無償の供与であることを前提にふるさと納税に係る寄附金に通常の寄附金控除に加えて特別控除が適用される仕組みであること等を踏まえ、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものの返礼品を送付する行為は行わないようとするなど、節度ある運用とすべきである。

また、平成28年度税制改正において創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるが、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止など、引き続きモラルハザードにならないようにするとともに、地方の自主性と主体性を尊重し、弹力的に運用するなど実効性のある制度運用に努めるべきである。

4 魅力あふれる地域づくりのための税財源措置

(1) スポーツ・文化施策への財源措置

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間直後に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、同大会に関連して行われる事前キャンプや文化プログラム等を各地方津々浦々で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を客観的かつ公平な基準等に基づき行う新たな制度を創設すべきである。

また、地方が文化資源を最大限に活かした主体的な文化プログラムに取り組めるよう、宝くじを活用した新たな財源の確保などについて、幅広く検討すべきである。

(2) 「観光先進国」への挑戦に向けた新たな税財源措置

国においては、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」に挑戦していくため、訪日外国人旅行者数の目標を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするなど、従来の目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させることとしている。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、訪日外国人旅行者数の大幅な増加も見込まれるところである。

このような状況を踏まえ、観光を地方創生につなげていくためには、地方への外国人旅行者の訪問の増大はもとより、日本人国内旅行消費の拡大が必要であり、地方においても積極的に取り込むための環境整備など新たな行政需要が発生していることから、地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな税財源を確保する措置を講ずるべきである。

5 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討してきたが、本年3月にまち・ひと・しごと創生本部において、「政府関係機関移転基本方針」を決定し、研究機関・研修機関等については、23機関を対象に50件の全部又は一部移転、また、中央省庁については文化庁の全面移転などの方針をとりまとめ、移転に関する具体的な取組みが進められているところであるが、この速やかな移転実現を図るとともに、政府関係機関の地方移転については、東京圏から地方へのひとの流れを大きなうねりとするため、今回限りの一過性のものとせずに、地方移転を促進するための数値目標を設定してその実現に向けての取組みを行うなど、今後も国家戦略として継続して検討し、その効果が十分得られるよう国が主体的に取り組むべきである。

II 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

骨太の方針では、アベノミクスの成果等の活用を図りつつ、適切な経済財政運営を進め、我が国の景気回復の腰折れを回避し、我が国経済を再びデフレに戻さないよう、世界経済の回復のための国際協調、一億総活躍社会の構築などに取り組んでいく一方、名目GDP600兆円の実現と国・地方を通じたプライマリー・バランスの2020年度までの黒字化の達成の双方の実現に向けて、ワイス・スペンディングの考え方方に立って、経済・財政の一体改革を進めていくこととされた。

地方財政についても、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に定められた「経済・財政再生計画」において、国の取組みと基調を合わせた歳出改革に取り組むこととし、歳出特別枠については経済再生に合わせ危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるほか、地方団体が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブを強化するために地方財政制度の改革を行うなどとされており、今後、地方交付税や国庫支出金、公共事業などについて厳しい議論が行われることが想定される。

しかしながら、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤と

なる地方税財政の安定が必要である。地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいているなか、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組みはもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ事実上不可能となるおそれがある。

平成29年度においては、地方創生なくして一億総活躍社会の実現はないということを踏まえ、アベノミクスの成果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保すべきである。

今後、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に対応するため、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

III 税制抜本改革の推進等

1 消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴う対応等

消費税・地方消費税率の引上げが平成31年10月に再延期されることとなったが、今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれるなか、国の制度と地方単独事業それぞれのセーフティネットが組み合わさることによって、今後の社会保障制度全体が持続可能となるものであり、国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、税率の引上げを行うことは避けられない。

また、消費税・地方消費税率引上げの再延期にあたっては、社会保障に係る地方財源の確保をはじめ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において地方消費税の充実と併せて講ずることとされた税源の偏在性を是正する方策等の課題などについて、平成28年度与党税制改正大綱（以下「平成28年度大綱」という。）で示された方針に沿って対応すべきであり、具体的には、以下の点を踏まえるべきである。

（1）社会保障に係る地方財源の確保

消費税・地方消費税率の引上げによる増収分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施等の社会保障の充実や安定化などに充てることとされており、税率引上げの再延期により、これらの施策は税率引上げまでその財源を失うことになる。

また、消費税・地方消費税率の引上げを再延期しても、保育の受け皿50万人分の確保など、可能な限りの社会保障の充実を実施するとされているが、その費用については、国の責任において安定財源を確保すべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。

なお、消費税・地方消費税率の引上げが再延期されるが、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成27年1月13日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえた国と地方の「議論のとりまとめ」に沿った財政支援の拡充等については、国の責任において確実に行うべきである。

(2) 税源の偏在是正措置の確実な実施等

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を確実に講ずるべきである。

なお、地方法人課税のあり方の見直しにあたっては、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。偏在性の小さい地方消費税においても、このような課題を抱えていることから、今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税率をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。また、地方法人特別税のように地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源

として活用することは、暫定措置としてはともかく、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては適切ではない。大都市圏の都府県からは本来地方税の充実によつて対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げと併せて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。

平成28年度税制改正において、地方法人特別税・譲与税が廃止され、それに代わる税源の偏在是正措置として、また、消費税・地方消費税率8%段階の措置に引き続き10%段階における偏在是正措置として、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化をさらに進めることとされた。

消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴い、これら地方法人課税のあり方の見直しによる税源の偏在是正措置も延期され、平成31年10月の税率引上げ時に施行されることとなったところであり、今後、その効果等も踏まえ、引き続き、より税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて検討すべきである。

なお、偏在是正により生ずる財源については必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

一方、平成28年度税制改正において創設された法人事業税の一定割合を市町村に交付する法人事業税交付金については、消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴い、創設時期が平成31年10月に延期されることとなったが、都道府県が独自に実施している超過課税による税収も交付金の財源となることとされており、課税自主権の観点から、超過課税による税収については交付金の財源から除くなど、法人事業税交付金の制度が開始される前に地方の意見を踏まえて対応を検討すべきである。

(3) 車体課税の見直しに係る措置の延期等

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源であり、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要な税源として不可欠なものとなっている。

自動車取得税の廃止など車体課税の抜本的な見直しにあたっては、都道府県はもとより自動車取得税の7割が交付されている市町村への影響が大きいこと、国土強靭化対策等道路の需要は依然として大きいことなどを十分勘案し、自動車税・軽自動車税の環境性能課税など他の車体課税に係る措置と併せて講ずるとされていることを踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源の確保を同時に図るべきであることを求めてきたところ、平成28年度大綱において、消費税・地方消費税率10%への引上げ時である平成29年4月に自動車取得税を廃止す

るとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を導入することとされた。

このような経緯を踏まえ、消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴い、自動車取得税の廃止時期及び環境性能割の導入時期についてもそれぞれ平成31年10月に延期されることとなったところであるが、今後、自動車取得税廃止の際には、環境性能割で確保できない減収分については、地方財政計画において確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすべきである。また、環境性能割の導入にあたっては、その制度運用が円滑なものとなるよう、国民への制度周知などに努めるべきである。

一方、車体課税の見直しに関しては、平成28年度大綱において、消費税・地方消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向等を踏まえ、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずることとされているが、自動車税は道路損傷負担金的性格を有するとされている都道府県の基幹税であり、車体課税に係る地方税収は平成21年度の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、消費税・地方消費税率引上げの再延期により前提条件も変わったことから、自動車税の軽減に関する必要な措置の検討も併せて延期すべきである。なお、仮に消費税・地方消費税率の引上げ時に自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うべきである。

このほか、自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税並びに自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例の延長にあたっては、地方の財政運営に支障が生じないようすべきである。また、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、最新の燃費基準を達成した自動車に減税対象を絞るなど、基準の切替えと重点化を行うべきである。

(4) 低所得者層に配慮した軽減税率制度への対応

消費税・地方消費税率の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることから、平成27年度与党税制改正大綱（以下「平成27年度大綱」という。）において、消費税・地方消費税率10%時に軽減税率制度を導入することとされ、平成28年度税制改正において、消費税・地方消費税率が10%に引き上げられる平成29年4月に導入するとともに、その対象品目、税額計算方法や中小事業者等に配慮した特例の創設などが行われたところである。

この軽減税率制度については、消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴い、税

率が引き上げられる平成31年10月に導入することとされたが、導入にあたっては、国民や中小事業者に混乱が生じないよう、国において対象品目の区分や税額計算方法の詳細について十分周知するとともに、必要な支援に努めるべきである。

また、軽減税率制度の導入により生ずる減収分については、平成28年度税制改正において、「平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること」とされていたところ、消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴い、その時期が平成30年度末までに延期されることとなったが、具体的な内容は示されていない。仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることとなることから、この減収分については、代替税財源等により確実に措置するなど、地方財政に影響を与えることのないようにすべきである。

(5) 中小事業者への配慮

取引上不利な地位にある中小事業者において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき、今後も引き続き、下請事業者に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を確実に実施すべきである。

(6) 地方消費税収と社会保障給付水準のかい離の調整

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性の小さい税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、消費税・地方消費税率を10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すべきである。

(7) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っており、清算基準である「消費に相当する額」については、消費指標として「商業統計調査」に基づく「小売業年間販売額」と「サービス業基本調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額を用い、これらにより把握できない部分については、消費代替指標として「人口」及び「従業者数」をそれぞれ同割合で用いてきたところである。

平成27年度からは、これまでの「サービス業基本調査」に替えて「経済センサス活動調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」が消費指標に用いられること

とされ、サービスに係る統計カバー率が上昇することも踏まえ、主にサービスの代替指標と考えられてきた「従業者数」の比率を引き下げ、「人口」の比率を高める等の見直しが行われたところである。

今後も清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

(8) マイナンバー制度の円滑な利用と運用

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながるとともに、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものであり、平成28年1月から利用が始まったところである。

地方税をはじめ多くの分野において、今後、マイナポータルの運用も含め順次利用が進んでいくこととされているが、引き続き、国民の理解を深めるための周知・広報活動に積極的に取り組むとともに、地方団体への情報提供等に万全を期すべきである。また、国・地方が連携しながら、マイナポータルの公金決済ワンストップサービスにより利用が増えると見込まれる電子納税への対応も含め、円滑な制度の利用と情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである。

2 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益に結び付け、経済の好循環を着実に実現するという観点から取り組まれた今般の法人税改革は「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、平成27年度税制改正において、国・地方を通じた法人実効税率を平成28年度までの2年間で3.29%（平成27年度▲2.51%、平成28年度▲0.78%。国・地方を通じた法人実効税率34.62%→31.33%）引き下げることとされていたが、平成28年度税制改正では、その予定を前倒して、平成28年度に国・地方を通じた法人実効税率の20%台への引下げを実現することとされた。これに伴い、平成30年度までに段階的に法人実効税率を2.37%（平成28年度▲2.14%、平成30年度▲0.23%。国・地方を通じた法人実効税率は平成30年度に29.74%）引き下げる一方で、大法人（資本金1億円超）に対する法人事業税の外形標準課税の拡大、減価償却

制度の見直し、欠損金繰越控除の見直し、租税特別措置の見直しなど課税ベースの拡大等により財源が確保されることとなった。

また、平成28年度大綱においては、「今後とも、国際競争条件や社会構造の変化に応じて、法人課税のあり方について、必要な見直しを行う」とされたところである。

国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。

以上に十分留意のうえ、具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 法人実効税率を引き下げる場合の代替税財源の確保

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げにあたり、課税ベースの拡大等により財源が確保されたが、今後も、更なる見直しを行う場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すべきである。

(2) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、長年、全国知事会が求めてきたものであり、平成27年度税制改正において、大法人に導入されている外形標準課税を、平成26年度の4分の1から平成28年度の2分の1に段階的に拡大されることとされたが、平成28年度税制改正においては、成長志向の法人税改革をさらに推進するため、平成28年度に8分の5へとさらに拡大することとされた。また、引き続き大法人のみを対象としたうえで、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が講じられた。

今後の法人税改革にあたっては、「外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされているが、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべきである。

なお、平成28年度大綱において検討を行うこととされた法人事業税資本割の課税標準のあり方については、より企業実態を反映するよう見直しを進めるべきである。

(3) 法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度大綱において大法人向けの外形標準課税の拡大も踏まえて検討を行うこととされ、また、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過し、社会経済情勢や企業の事業活動が変化していることも踏まえ、より実態にあったものに見直すべきである。

その見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客觀性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

3 地球温暖化対策のための税財源の確保

地球温暖化対策は、国のみならず、地方団体、事業者及び国民が一体となって取り組むことが重要であり、CO₂排出抑制と森林吸収源の両面から対策を推進する必要がある。こうした観点から、地方団体においては、再生可能エネルギー・省エネルギー技術の普及・開発や森林の整備・保全の施策等にこれまで積極的に取り組んできており、地球温暖化対策推進の上で国以上に大きな役割を担っている。今後も太陽光、小水力、地熱等の自然エネルギーの導入を促進するほか、国等と連携のうえ、電力の効率的なストックに向けた水素の活用などをさらに進めていく必要がある。

平成28年度大綱においては、「森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する」とされ、長年にわたり懸案であった地方の森林吸収源対策等に関する財源確保について、一定の方向性が示された。

今後、新たな税制等を検討する際には、国・都道府県・市町村の役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、これまで森林整備等について都道府県が積極的に関わってきたことも踏まえた仕組みとすべきである。その際、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すべきである。

4 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7

割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっても貴重な財源となっていることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すべきである。

IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等

1 地方一般財源総額の確保等

地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、地方団体が安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立されてはじめて、地方団体や地方に住む人々による成長戦略や地方創生に向けたチャレンジを生み、地域経済、ひいては日本経済の再生や一億総活躍社会が実現できるのであり、そのためにも安定的な地方一般財源総額の確保は必要不可欠である。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において定められた「経済・財政再生計画」では、人口減少等を踏まえ、地方についても国の取組みと基調を合わせた歳出改革を行うこととされているが、地方においては、国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならないうえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組みを強化しなければならない状況にある。近年、地方は、給与関係経費や投資的経費などについて国を相当に上回る懸命な歳出削減に努め、高齢化に伴う社会保障関係費の増嵩分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいているなか、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

平成 28 年度の地方財政計画では、地方税が增收となるなかで、地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債の発行を抑制したうえで、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」を計上することや、歳出特別枠については縮小となるものの、重点課題対応分等を含めると実質的に前年度と同水準とされたことなどにより、前年度を上回る地方一般財源総額が確保された。また、平成 29 年度の概算要求では、地方一般財源総額は、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、仮置きの計数としつつ、社会保障関係費の増等を踏まえ平成 28 年度を 0.4 兆円上回る 62.1 兆円を確保するとされた。一方、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は 20.7 兆円で前年度比 0.2 兆円の増とされたが、地方交付税については、入口ベースでは前年度比で 0.7 兆円増えているものの、前年度繰越金が見込めず、出口ベースでは 16.0 兆円で前年度比 0.7 兆円の減とされ、臨時財政対策債については、4.7 兆円で前年度比 0.9 兆円の増となっている

ことから、今回の地方財政対策は特に厳しい折衝となるものと考えられる。

平成 29 年度においては、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、上記のような地方財政の状況を踏まえ、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。特に、近年の自然災害の多発・多様化の状況を踏まえた防災・減災対策の事業費や、喫緊の課題である地方創生の事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

なお、地方一般財源総額の確保にあたっては、地方分権を推進する観点から、地方税の充実が重要であるが、その際には偏在性が小さく、収支が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。ただし、偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したとしてもなお税源の偏在は残ることから、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなり、その総額を確保すべきである。

(1) 地方一般財源及び地方交付税の総額確保等

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において定められた「経済・財政再生計画」では、「地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組みと基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度（平成 30 年度）までにおいて、2015 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされた。また、「社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す」とされている。

社会保障関係費については地方においても同様に不可避的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、消費税・地方消費税率の引上げが再延期となつたが、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実や消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障支出以外の経費の消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするために必要不可欠なものであり、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すべきである。また、いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的行政運

営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

平成29年度の地方財政計画の策定にあたっては、このような状況を踏まえ、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉等の行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。

なお、骨太の方針においては、「国が地方自治体に対して支出する国庫支出金については、地方財政に占める割合が相当規模になっていることや最終的な予算執行までの資金の流れが多段階になるため、国の支出段階のみでのP D C Aだけでは、実際の予算執行の現場に手の届くものとはならないことに鑑み、成果の向上と「見える化」に一段の工夫が必要である。その際、国庫支出金の性格に応じた対応が必要である」とされ、また、「所管省庁は、地方の裁量度の高い分野について、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定を求めるとともに、その配分に当たっては、地方自治体ごとの取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつける」とされている。

国庫支出金のうち、国庫負担金については、地方自治体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出する経費であることから、パフォーマンス指標を設定してその配分に反映することにはなじまず、P D C Aサイクルという名の下に一方的に削減されるようなことがあってはならない。

今後、国庫支出金に係るパフォーマンス指標の設定等の検討にあたっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえるべきである。

また、地方の積立金が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、巨額の借入金残高やリーマンショック時の税収減等を踏まえ将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れであり、また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有していないため、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないとを十分踏まえるべきである。地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われないまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等によ

り年度間調整をせざるを得ないのであり、短期的な積立金の増減による歳出削減の議論は妥当ではない。

(2) 岁出特別枠の実質的な堅持

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において定められた「経済・財政再生計画」では、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることとされており、特に、リーマンショック後に創設された地域経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠などは、経済再生に合わせ危機対応モードから平時モードへの切替えを進めることとされた。しかしながら、地方歳出は、地方財政計画ベースでは歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであり、これまで特別枠が果たしてきた役割を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すべきである。仮に見直すのであればこれらの経費を通常の歳出に計上すべきであり、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施するため、歳出特別枠を実質的に堅持すべきである。

(3) 一般行政経費（単独）の確保

一般行政経費（単独）について、内訳・積算が明確でない枠計上であるために標準的な財政需要と認められないような過大な金額が計上されている可能性があるとの議論があるが、近年、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増嵩分があるにも関わらず、ほぼ同額で据え置かれている現状にある。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせて行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まるなかで、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保すべきである。

(4) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

(5) 偏在是正により生ずる財源の地方財政計画への確実な計上

消費税・地方消費税率の引上げにあたり、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することによって得られる偏在是正により生ずる財源を活用して、地方財政計画に必要な歳出を確実に計上するとともに、その配分にあたっては、地方交付税が地方固有の財源であることを十分踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。

(6) 東日本大震災からの復興への対応

東日本大震災からの復旧・復興は、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～平成32年度）」に入ったが、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、特例的な財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

特に、骨太の方針では、復旧・復興事業の規模と財源については、「復興・創生期間を含む復興期間10年間で32兆円程度を確保したところである。各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、確実に復興を進める」とされたが、被災自治体の声を丁寧に聞き、被災自治体の復興に支障が生じないよう適切に対処すべきである。

(7) 熊本地震への迅速な支援

平成28年熊本地震では、極めて甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされており、国・地方では、熊本県をはじめ被害を受けた地方自治体及び被災者に対して、職員の派遣や物資の提供等総力を挙げ支援しているところである。早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるべきである。

2 成長と分配の好循環等に向けた取組み

(1) 消費税・地方消費税率引上げに向けた対応

消費税・地方消費税率の引上げが再延期される一方で、骨太の方針では、国・地方を通じたプライマリー・バランスの2020年度までの黒字化の財政健全化目標を堅持することとされるとともに、「600兆円経済の実現」に向け、成長と分配の好循環の実現や経済・財政一体改革の着実な推進などが盛り込まれたところである。

現在直面している国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、平成31年10月において税率の引上げを確実に行うためにも、我が国経済の持続的かつ力強い成長が不可欠であり、今後、平成29年度当初予算

の編成などにおいて、地方経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な経済対策を講ずるべきである。その際には、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図るべきである。

なお、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、保育士や介護職員の待遇改善などを実施することとされており、そのためには、国の責任において、地方負担分も含め財源をしっかりと確保すべきである。

併せて、平成 29 年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方団体による地域経済活性化、景気・雇用対策とその積み重ねが日本経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせ地域経済の底上げを図るために、地方が地域経済対策を十分講じられるよう、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

国・地方を通じた財政の健全化は引き続き必要だが、骨太の方針にも掲げられているとおり、経済再生なくして財政健全化はないことを踏まえ、本来必要な歳出を削減し、結果的に景気回復の腰折れを招かないよう留意すべきである。

(2) 國土強靭化対策の推進及び多重・分散型國土軸の形成

近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等といった災害が頻発し、また、火山災害が連続して発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靭化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。さらに、全国防災事業が平成 28 年度に皆減となり、緊急防災・減災事業費が平成 28 年度末に終了となる場合、このままでは平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、約 1 兆円の防災関係の財源が失われることとなる。

平成 29 年度の概算要求において、緊急防災・減災事業費の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行うとされたところであるが、国民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるために、地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強いまちづくりのための事業等の地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債を恒久化のうえ、地方の実情を踏まえ拡充するほか、国土強靭化と防災・減災を加速するための十分な財源を当初予算において安定的・継続的に確保すべきである。

なお、住民の防災意識を高めるためのハザードマップの活用や防災訓練などソフト施策に対しての支援策も強化すべきである。

首都機能のバックアップを担う交流圏の形成や日本海國土軸及び太平洋新國土軸をはじめとした多重・分散型國土軸の形成など、國土構造の変革による災害に強

い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

(3) TPPの発効を見据えた農林水産業の振興に関する財源措置

TPPによる環境変化を踏まえ、意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組み、地方の活力を決して低下させることがないよう、TPPに対する不安を払拭し、中山間地域や小規模経営体を含め、意欲ある農林漁業者が将来にわたり安心して経営に取り組むための対策を講ずる必要がある。

成長産業として、力強い農林水産業をつくりあげるため、地方創生の中核となる強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化、輸出の円滑化に向けた環境整備や価格競争力の向上による輸出促進等を推進する「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日、TPP総合対策本部決定）を確実に実行するとともに、地域の実情に応じて柔軟な政策対応が可能となるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みの構築も含め万全な措置を講ずるべきである。

V 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方

の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、平成 24 年度税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VI 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成 29 年度の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とともに、「地方税財政分科会（仮称）」を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

【各論】

I 地方税制度（個別税目）の見直し等

1 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分担するという性格を有している。所得税から個人住民税への 3 兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、現在、政府税制調査会等において議論されている配偶者控除等の見直しにあたっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ検討すること。

2 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという原則に基づくものであり、地方団体の重要な税源である地方法人課税についての安易な縮減などはすべきではない。

3 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大

きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

4 日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

5 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

6 個人事業税の課税仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

7 不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

8 たばこ税の税率引上げと地方分の確保

国民の健康保持の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合が従来から 1：1 であることに十分留意し、引き続き、地方分の財源を堅持すること。

9 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。なお、平成 28 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については今回限りのものとし、期間の延長及び対象設備の拡充は行うべきではない。

10 航空機燃料譲与税の安定的確保

航空機燃料税の税率の引下げ措置を延長する場合にあっては、航空機燃料譲与税は空港所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、その譲与割合の引上げ措置も延長のうえ、その安定的確保を

図ること。

II 地方交付税制度の見直し等

1 地方財政計画における財源不足額の適切な算定

地方財政計画上、地方交付税の算定基礎となる財源不足については、増嵩する社会保障関係費のほか、地域経済を取り巻く環境が極めて厳しい中、「ニッポン一億総活躍プラン」、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日、閣議決定）等を踏まえた諸課題への対応や地方創生・人口減少の克服のための歳出などを確実に積み上げるとともに、経済情勢を的確に踏まえて税収額を見込むなど、適切に算定すること。

2 義務的経費の交付税算入不足の解消

警察官や教員の給与費等の義務的経費について、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう基準財政需要額を適切に積み上げること。

3 地方単独事業に対する確実な財源措置

近年、社会保障関係費が増加する一方、地方単独経費は抑制されているが、地方の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、自主的な施策に必要な経費を適切に措置するため、少子高齢化の進展に伴い増加する社会保障に係る地方単独事業はもとより、それ以外の地方単独事業についても適切に財政需要を積み上げ、所要額の確保を図ること。

4 地域の実情に応じた適切な財政需要の確保

社会资本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等の財政需要を適切に確保すること。

5 超過負担の解消

本来の負担割合を超えて地方が多額の負担を強いられている超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図ること。

6 地域医療介護総合確保基金の安定的な確保

地域医療介護総合確保基金は、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革の趣旨を踏まえ、その配分にあたっては都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。

7 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止等

「ニッポン一億総活躍プラン」及び「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日、閣議決定）では、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得るとされたが、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることを鑑み、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議（案）

全 国 知 事 会
平成28年11月

東京圏への人口集中が止まらない。

平成27年国勢調査の確定値が公表されたが、わが国の総人口は、国勢調査の開始以来、初めて減少となった。また、39道府県で人口が減少する一方で、東京圏の人口のみが、一貫して増加を続け、総人口の、実に4分の1超が集中している。そして、その全国シェアは、近年、再び上昇のスピードを速めている。

併せて、最近の人口の動きをみると、大阪圏や名古屋圏が3年連続で転出超過となる一方で、東京圏への転入超過数は、主に東京都を中心に、平成24年以降、4年連続で拡大している。しかも、転入者の大半を構成しているのが、将来にわたって地域の経済を支える15歳から29歳までの若者である。

我々都道府県は、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、産学官金労言などあらゆる主体と連携し、全団体が策定した地方版総合戦略に掲げた政策を総動員し、全力で地方創生に取り組んでいる。

しかし、現実は、むしろ、東京一極集中が加速している。

国は、今一度、東京圏への人口の過度の集中を是正するとした、地方創生の理念に立ち返り、特に、大学への就学や就職をきっかけとした、若者の東京一極集中に歯止めをかけ、東京圏と地方との間の転入・転出の早期均衡を図るために、別紙1の抜本的な対策を直ちに講ずるよう強く求める。

加えて、地方創生に関する累次の要請も含め、別紙2の措置について速やかに実行することを求める。

地方大学の振興等に関する緊急抜本対策

1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営費交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

3 大学の東京一極集中のは是正

東京23区における大学・学部の新增設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

4 立法措置による東京一極集中のは是正の実現

次期通常国会において、上記1から3までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。

速やかに実行すべき地方創生推進施策

1 少子化対策及び子どもの貧困対策の抜本強化

全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止、保育人材の確保、地域主体の取組の後押し、子どもが多いほど有利になる新しい税制措置などにより、少子化対策の抜本強化を図るとともに、給付型奨学金の創設など子どもの貧困対策の更なる充実を図ること。

2 地方への人の流れを生み出す取組の促進

平成28年度税制改正で充実が図られた地方拠点強化税制の更なる拡充も含め、企業の地方移転の流れを一層促進するための税財政制度の構築を図るとともに、企業版ふるさと納税制度の柔軟な制度への拡充・改善、手続の簡素化を図ること。更には、介護保険に係る特別な財政調整制度の創設など、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを生み出す取組を促進すること。

3 国家戦略としての政府関係機関の移転の推進

国家戦略としての政府関係機関の移転は道半ばである。まずは、「政府関係機関移転基本方針」については、国が主体となって早急かつ円滑にその完全実現を図ること。特に、移転に要する費用については、国が責任を持って対応すること。また、今後も国家戦略として、次のステージの構築を図ること。

4 多様な働き方を可能とする働き方改革の実現

労働者の立場で、場所や時間を選ばないワークスタイルとして、国を挙げて、在宅勤務、モバイルワーク等の更なる展開を図り、一億総活躍の環境を整備することを通じ、人口減少社会における生産人口の縮小に対応するとともに、地方における雇用の場を創出し、成長と分配の好循環を実現すること。

5 「地方創生回廊」の早期完備

東京一極集中のはじめに不可欠な基盤として、リニア中央新幹線、整備新幹線等、高速道路をはじめとする交通ネットワークの整備促進により、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」を早期に完備すること。

6 公共インフラの地域間格差是正と強靭な国土づくり

高速交通網と地域交通網とのアクセス強化など、人や企業の地方分散に不可欠な公共インフラの早期整備を図ること。

併せて、水害などの頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾など社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が不可欠であることから、強靭な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

7 地方創生に関連する予算の十分な確保

不安定感が急速に増す経済情勢の下において、日本経済全体の持続的拡大を図るためには、地方創生が不可欠であるとの認識に立ち、消費税・地方消費税率の引上げが見送られた中にあっても、平成29年度当初予算において、地方創生に関連する予算や、地方交付税、まち・ひと・しごと創生事業費等地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

また、地方創生を実現するためには、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、短期的な予算の確保だけでなく、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。

8 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大

ソフト事業と一体となって特に十分な効果が見込まれる施設整備事業等に係る要件を大幅に緩和するなど、自由度を一層高めるとともに、今年度の規模（国費ベース1,000億円）を上回るものとすること。

(案)

地方創生、一億総活躍社会の実現を担う 人材育成のための体制整備について

我々都道府県が全力で取り組んでいる地方創生を「日本創成」へつながる大きな流れとし、また我が国が一体となって「ニッポン一億総活躍プラン」を実現し、成長と分配の好循環をもたらすためには、長期的な視点に立って、これらを担う人材を育成していくことが重要である。

先般、財政制度等審議会では、今後10年間で教職員定数を機械的に約5万人削減したとしても現在の教育環境が維持可能であるとの考え方が示されたが、人材育成における初等中等教育の重要性は言をまたず、我々は教職員定数の改善をこれまで強く求めるとともに、地方単独で約1万人もの教員を採用し、基礎学力の確実な定着と、子どもたちの個性を伸ばす教育の実現に取り組んできた。

教育は国家百年の計であり、特に少子化が進む今日にあっては、一人ひとりが自らの可能性を最大限に發揮し、自らの人生を切り拓いていくことができるよう、教育体制の一層の充実を図ることは国の責務である。

さらに、地方創生の深化や一億総活躍社会の実現のためには、創造性に富む人材が必要であり、子どもたちが学習内容をこれからの中社会の在り方と結び付けて深く理解し、時代が求める資質・能力を身に付けていくことができる能動的な学びの実現に向けて、学校と教職員には、一層大きな役割が期待されているところである。

こうしたことから、政府においては、単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、将来の我が国を担う人材育成を最優先に、体制整備に取り組まれるよう、次の事項を提言する。

記

1 誰もが活躍できる社会の実現に当たっては、貧困等に起因する学力課題の解消、発達障害等のある児童生徒や外国人児童生徒等の教育の充実、いじめ・不登校等への対応など、子どもたち一人ひとりの多様な状況に応じた教育が不可欠である。学校現場のニーズと次期学習指導要領等に対応できる指導体制の確立に向け、法整備を通じてこれらの教育の実施に必要な教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充を図ること。

また、複雑化・多様化した課題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教員バックアップ体制を備えた「チームとしての学校」を構築するため、法整備や必要な財源の確保を行うこと。

2 地方創生を長期にわたって継続的に推進していくためには、地域ぐるみでその将来を担う子どもたちを育て、生きがいや誇りを育む必要がある。教育再生実行会議の第6次提言において示された、地域と学校の連携・協働による地域の創生に向けた体制を構築するため、法整備や必要な財源の確保を行うこと。

平成28年11月28日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 文教環境常任委員会委員長

秋田県知事 佐竹 敬久

(案)

我が国の持続的な成長と地域間のバランスの取れた発展の確保に向けた地方創生型高等教育の充実について

社会・経済のグローバル化が急速に進む一方で、生産年齢人口の減少が続く我が国において、今後とも国際的な競争力を保ちながら、持続的な成長を続け、地域間のバランスの取れた発展を図るために、急激に変化する社会の状況とそれぞれの地域の実情に即応できる、質の高い人材が必要となる。

こうした人材の養成に向け、大学をはじめとする高等教育機関は、地域の産業界などと連携しながら、国際的な素養に加えて、社会構造の変革や産業技術革新に対して柔軟に対応できる実践力や、革新的なイノベーションの創出力など、新たな価値を創造する能力を引き出すための教育研究を強化することにより、地方創生を牽引する人材の育成拠点となることが期待されている。

我々都道府県は、本年7月「地方創生の本格実現のための特別決議」において地域の将来を支える人材育成の強化を求めたほか、「国の施策並びに予算に関する提案・要望」においても、地域における大学が「知の拠点」としての機能を果たすことができるよう、大学の機能充実や学生を支援する制度の充実を提言してきた。

また、国においても、地域を担う人材等を育成するため、「地方大学等の活性化」を施策の一つに掲げた「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015(改訂版)」を昨年12月に、産業構造改革、働き方や労働市場の改革とともに、人材育成の一体改革を掲げた「未来への投資を実現する経済対策」をこの8月に、それぞれ閣議決定したところである。

そこで、現在、我々が進めている地方創生の取組を本格展開し、日本全体の大きな成長へつなげていくための主役となる人材が、全国津々浦々から活躍の舞台に上り、さらにその能力を磨き上げることができるよう、次の事項を提言する。

記

1 安定的な運営の確保と地方大学の振興について

大学は、「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、地域の中核的な高等教育機関として安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金・公立大学における地方交付税措置・私立大学における私学助成などの財政支援の充実を図ること。

特に、地方の大学については、その大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする分野の専門的能力を備えた人材の育成など、地域の課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、地域内における進学者や就職者の実績に応じて運営費交付金・補助金を増額するなど、優遇措置を検討すること。

2 高等教育機関への平等な進学機会の保障について

大学・専門学校等の高等教育機関で学ぶ意欲を持つ子どもたちが、本人の努力の及ばない家庭の経済的事情により進学を妨げられることがないよう、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の早期実現や無利子奨学金の拡大など、制度の充実・強化を図ること。

3 新たな高等教育機関の制度化について

現在、検討が進められている、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、その質的保証はもちろん、地域の実情に合わせて柔軟に運用できる設置基準の設定、地域的にバランスの取れた設立、既存の職業能力開発施設との関係性など、地方との連携に十分留意とともに、設立や運営に関する財政支援策を講ずること。

特に、地方の国公立大学が単に新たな高等教育機関に転換されがないよう、既存の学部における専門職学科の新設を可能にするなど、大学の機能充実に十分配慮した上で、制度化を検討すること。

平成28年11月28日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 文教環境常任委員会委員長

秋田県知事 佐竹 敬久

智頭町での産業用大麻栽培者の逮捕事件に伴う対応状況について

平成28年12月15日
とっとり暮らし支援課

若者定住等による集落活性化総合対策事業を活用し、智頭町八河谷において産業用大麻を活用した地域活性化を行う目的で、智頭町に交付していた補助金について、これまでの対応状況等について報告します。

1 これまでの対応状況

- ・ 平成28年10月17日 上野容疑者が掲載されている移住パンフレットを回収
- 同 上 ホームページで事例紹介されていた内容を削除（県、ふるさと定住機構）
- 同 上 当該補助事業を活用している市町村に対し、事業の実施状況を確認
- ・ 同年 10月24日 当該補助事業の適切な運用について市町村へ通知
- ・ 同年 11月25日 智頭町に対して、事業目的を達成できないことから、交付決定の取消し及び補助金返還を通知
- ・ 年 内 補助金返還金を受入れ予定

< 補助金の交付内容 >

- (1) 事業名 鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業
- (2) 対象事業者 智頭町
- (3) 補助目的
中山間地における集落の過疎化に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、移住者を確保するとともに、集落再生や地域活性化の取組を支援する。
- (4) 交付時期・内容
 - ・ 平成25年度 3,236千円（移住者の生活支援金 + 麻栽培に必要な機材の購入）
 - ・ 平成26年度 112千円（移住者を雇用する企業に対して月額報酬相当を支援）
 - ・ 平成27年度 653千円（同上）

合計 4,001千円
- (5) 智頭町に対する返還請求額 4,001千円

2 再発防止に向けた取組

- (1) 県と市町村が共に事業者として適正かどうか確認する。
- (2) 現地確認を行うなど日頃から取組状況の実態調査を行い、移住者と市町村、地域住民との意見交換を行い、取組状況の把握やフォローアップをしていく。

参考（事件の概要）

智頭町で産業用大麻を栽培する免許を得て栽培を行っていた「株式会社八十八や」の代表者上野俊彦が、乾燥大麻を隠し持っていたとして大麻取締法違反で逮捕、起訴された。

また、「株式会社八十八や」が雇用していた3人の従業員の内、2名も逮捕、起訴された。

- ・ 平成28年10月 4日 上野代表（株式会社八十八や代表取締役）とその従業員2名が乾燥大麻を隠し持っていたとして、大麻取締法違反の容疑で逮捕
- ・ 同年 10月19日 「株式会社八十八や」上野俊彦に対する大麻栽培者免許取消
- ・ 同年 11月11日 上野容疑者、従業員2名が起訴

生涯活躍のまち（日本版CCC）実現にむけた取組状況について

平成28年12月15日

とっとり暮らし支援課

本県における生涯活躍のまち（日本版CCC）実現に向け、湯梨浜町及び南部町で生涯活躍のまちづくりの取組が進められています。また、アクティビティシニア等を本県に呼び込むためのイベントを首都圏で開催し、本県の魅力を発信しましたので概要を報告します。

今後も、町やまちづくり会社等と連携してアクティビティシニアをはじめとする移住者の呼び込みを進め、生涯活躍のまちの実現を図ります。

1 湯梨浜まちづくり株式会社の設立

湯梨浜町の生涯活躍のまちづくりを中心となって推進する「湯梨浜まちづくり株式会社」の創立総会が次のとおり開催された。

- (1) 日 時 平成28年12月3日（土）午後3時から3時30分まで
(2) 場 所 湯梨浜町中央公民館
(3) 概 要 発起人（湯梨浜町、(株)コミュニティネット）、募集による出資者（21名）が出席し、株式会社設立に係る経過説明、定款の承認、役員の専任等が行われた。
(4) 会社の概要
ア 法人名 湯梨浜まちづくり株式会社
イ 代表取締役 川田 憲一氏 ((株)川田建設 代表取締役)
ウ 設立日 平成28年12月7日（登記日）
エ 事業目的 高齢者向け住宅の賃貸・管理及び経営、介護・保育・教育・レジャー・スポーツ・飲食等に関する施設並びに駐車場の経営、移住・定住に関する相談支援及び斡旋 等

2 南部町生涯活躍のまち基本計画検討会の開催

平成28年8月に設置された南部町生涯活躍のまち基本計画検討会の第2回会議が次のとおり開催され、生涯活躍のまち基本計画の中間報告が行われる予定である。

- (1) 日 時 平成28年12月20日（火）午前10時から11時30分まで（予定）
(2) 場 所 南部町役場会議室
(3) 出 席 者 南部町、NPO法人なんぶ里山デザイン機構、町地域振興協議会、法勝寺宿自治会、(一社)生涯活躍のまち移住推進協議会、西伯病院、(社福)伯耆の国、(株)山陰合同銀行、(株)鳥取銀行、鳥取県
(4) 概 要 第1回検討会（平成28年8月1日）後に開催されたワーキンググループでの検討を踏まえ、今後の拠点整備や住環境整備の方向性に係る中間報告等を行う。

3 とっとりニッポン創生フォーラム2016の開催

首都圏のアクティビティシニアをはじめとする移住希望者を対象に、鳥取県の魅力や、湯梨浜町及び南部町で進められている生涯活躍のまちづくりをPRするためのイベントを開催した。

あわせて、来場者に対し鳥取県中部地震の復興をPRした。

- (1) 日 時 平成28年12月10日（土）午後2時から4時30分まで
(2) 場 所 日比谷コンベンションホール（千代田区日比谷公園1番4号）
(3) 概 要 平井知事あいさつ、湯梨浜町長・南部町長による取組紹介、エッセイスト岸本裕紀子氏による講演「長い人生を2度楽しむヒント！」、湯梨浜町地域おこし協力隊の活動報告、移住相談 等
(4) 主 催 生涯活躍のまち移住促進センター
共催 鳥取県、湯梨浜町、南部町
(5) 参加者数 約80名
(6) 来場者の声
- ・湯梨浜町、南部町とも、自然豊かでどちらも魅力的なところだと感じました。お試し住宅もできるようなので、まずは足を運んでみたい。（60代夫婦）
 - ・コミュニティの取組の質が高いこと、健康寿命を延ばす取組が充実していることがよくわかった。（40代女性）
 - ・北への移住を検討していたが、知事や両町長の生の話を聞き鳥取も良いと思ったので、今後検討を進めたい。（50代女性）



「第2回いいね！地方の暮らしフェア」の開催について

平成28年12月15日

とっとり暮らし支援課

将来世代を支える社会を実現するため、志を同じくする13県知事で結成された「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が、首都圏在住の若い世代に向けて地方の暮らしの魅力を発信し、地方への移住を推進していくことを目的に、「第2回いいね！地方の暮らしフェア」を開催します。

1 日時

平成28年12月18日（日）午前10時から午後5時まで

2 場所

東京国際フォーラム ホールE(2)（東京都千代田区丸の内）

3 概要

（1）ステージイベント～各県の知事が地方の魅力を紹介する～

各県知事が役割分担をして、ステージイベントを担当する。



時間	内容
午前10時から	オープニングセレモニー、AKB48 Team8応援ライブ
午前11時まで	
午前11時15分から 正午まで	トークショー「地方で暮らす・地方で子育て」 [本県参加イベント] (ゲスト：スザンヌさん)
午後1時30分から 午後3時まで	13県知事によるスペシャル婚活イベント [本県参加イベント] (ゲスト：AKB48 Team8 (鳥取県：中野郁海さん))
午後3時30分から 午後4時30分まで	結婚・婚活シンポジウム「地方の結婚」 (ゲスト：増田寛也さん、2017ミス・インターナショナル日本代表 筒井菜月さん他)

（2）鳥取県の実施内容

各県がブースを設け、移住相談等を行う。本県は相談対応に加え、鳥取の魅力を積極的に発信する。

- ・相談ブースの開設（移住全般、就職、住まい、子育ての各ブースを設け、相談スタッフを配置する。）
- ・移住情報冊子の配布、配架
- ・移住動画の放映
- ・砂像マイスターによる砂像公開制作
- ・トリピー缶バッヂ制作の無料体験
- ・特産品販売

※あわせて「元気な鳥取へおいでください」メッセージの発信や「鳥取県中部地震復興がんばろう寄附」のPRを行う。

「日本創生のための将来世代応援知事同盟」とは

「人口減少に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変える。」「独自の発想と実行力を持ち、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す知事が同盟し、地方創生のため行動する。」をコンセプトに、将来世代を支える社会を実現するため、志を同じくする12県知事が平成27年4月に立ち上げ。

平成28年4月に新たに岩手県を加え、現在の加盟県は、岩手県、宮城県、福島県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県の13県。

鳥取県中部地震からの復興に向けたトットリズム県民運動の取組状況について

平成28年12月15日
参画協働課

鳥取県中部地震からの復興に向けて展開される「トットリズム県民運動」の主な取組を報告します。

1 子ども食堂とみんなの居場所「ほっとここ」の取組

「ほっとここ」は、倉吉市にある旧診療所を改修し、地域住民の多世代間交流・居場所づくりを目的とした交流サロンの運営を目指して準備を進めていたが、オープン目前に被災し、屋根瓦のずれや改修済みの室内天井・壁の破損、外壁の崩壊等の被害が生じた。

そのため、公益財団法人とつとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が運営するインターネットを通じて資金を集めクラウドファンディング（FAAVO鳥取）を活用し、広く市民から修繕資金を募集している。

現在、平成28年12月17日（土）のオープンに向け、修繕を急ぐ部分から順次工事を実施している。

[クラウドファンディングの概要]

- ・資金使途 地震で壊れた壁や屋根瓦など、最小限の修繕に係る経費
- ・目標金額 450,000円（※12月12日現在の支援額 622,000円）
- ・募集期間 平成28年11月18日（金）から12月22日（木）まで

※被災にかかる修繕経費は、クラウドファンディングにより集まった資金や自己資金のほか、日本財団の支援を受ける方向で調整中である。

※同年12月17日（土）に協力者、地域住民等を対象としたオープニングセレモニーを実施予定である。

[「ほっとここ」の概要]

- ・代表者 田中 昭子（たなか あきこ）氏
- ・所在地 倉吉市越殿町1551-1 [旧仲倉医院]
- ・活動内容 地域の中で「生きる力」を身につけた子どもを育て、また、高齢者の「生きる目標（生きがいの場）」を見つける場にする目的に、月に2回の食事提供や高齢者による学習支援を軸とした活動を実施する予定としている。
子ども会、自治会、老人クラブ等地域の協力と、地元スーパーや倉吉市社会福祉協議会等との連携により運営される。

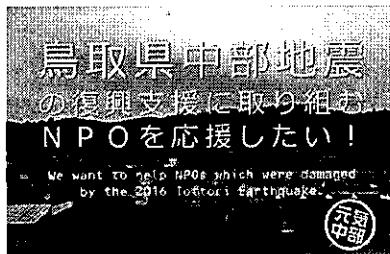


2 「とつとりの元気づくりプロジェクト中部チーム」の取組

県中部の地域づくり団体等のネットワーク組織「とつとりの元気づくりプロジェクト中部チーム」では、鳥取県中部地震の復興支援に取り組んでいるNPO等の活動を応援するため、センターの運営するクラウドファンディングにより支援金を募集している。

[クラウドファンディングの概要]

- ・資金使途 復興支援活動に取り組んでいる又はこれから取り組もうとするNPO等の活動費
【活動例】被災した高齢者宅の訪問、子どもの震災ストレスのケア、給食提供など
- ・目標金額 10,210円（※12月12日現在の支援額 115,000円）
- ・募集期間 平成28年11月21日（月）から12月31日（土）まで



[とつとりの元気づくりプロジェクト中部チームの概要]

鳥取県中部において「とつとりの元気づくりプロジェクト」を実施するために、今年7月に結成されたネットワーク組織
・構成団体 いきいき直売よどや運営会、三八市実行委員会（湯梨浜町）、リアルマック（倉吉市）、
関金しゃあまけ笑会（倉吉市）等、計7団体及び、地域おこし協力隊員 等
・代表者 速水 敏人（はやみ としひと）氏

[参考] クラウドファンディング（FAAVO鳥取）の概要

県内の地域づくり活動等の資金調達を支援する地域密着型クラウドファンディングとしてセンターが運営している。この度の鳥取県中部地震による被災者支援の各プロジェクトについては、手数料減免の措置がとられている。（ホームページアドレス <https://faavo.jp/tottori>）

3 韶かせようトットリズム♪とつとり元気フェス2017の開催

中部地震からの復興に向け、県内各所から地域づくりに取り組んでいる団体が集まり、鳥取の元気を発信するイベントを県中部を会場として開催する。

- ・日時 平成29年1月14日（土）午前10時から午後6時まで
- ・場所 ハワイアロハホール（湯梨浜町はわい長瀬584）
- ・主催 韶かせようトットリズム♪とつとり元気フェス実行委員会（委員長 福井恒美氏）
- ・内容 オープニングアトラクション、トットリズム活動表彰
トークセッション（テーマ：「鳥取のここが好き！」）、分科会、活動団体PRブース 等

「鳥取働き方改革推進会議」の開催結果について

平成 28 年 12 月 15 日
雇用人材局労働政策課
元気づくり推進局女性活躍推進課
子育て王国推進局子育て応援課

「質の良い雇用を創出・確保」し、若者の地方への定着により人口減少に歯止めをかけるため、「働き方改革」に関して、県、労働局、市町、商工団体、労働団体、高等教育機関等関係者が取組の方向性と内容について議論する「鳥取働き方改革推進会議」(鳥取労働局主催)を設置し、平成 28 年 12 月 6 日に第 1 回会議を開催しましたので概要を報告します。

1 鳥取働き方改革推進会議の設立趣旨

地域の実情に応じた働き方改革の取組をこれまで以上に強力に推し進めるため、広く地域の関係者を交え、鳥取県における働き方に関する課題や、今後の働き方改革の取組の方向性及びその内容について意見交換を行う場として設置する。

2 会議構成員

議長 鳥取労働局長
副議長 鳥取労働局総務部長、鳥取県商工労働部雇用人材局長
構成員 鳥取労働局各部室長、鳥取県関係部局長、鳥取市、伯耆町、県経営者協会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、連合鳥取、県労働基準協会、とっとり女性活躍ネットワーク会議、鳥取大学、鳥取銀行、鳥取信用金庫

3 今後の進め方

年度内に 3 回程度開催し、次の 3 つのテーマについて議論を深め、今後 3 年程度の「アクションプラン」を作成する。

このアクションプランに基づき、関係機関が連携し、「働き方改革」の取組を推進していく。

【主なテーマ】

- 仕事と子育て等を両立できる職場環境の構築
- 男性も含めた働き方・労働慣行の見直しを通じた女性活躍の推進
- 人材活用と業務の効率化等を通じた労働生産性の向上

4 第 1 回会議における参加者からの意見概要

- ・人材確保が喫緊の課題となっているが、働きやすい環境がなければ人が集まらない。
- ・県の各種制度や好事例を、高校生、大学生、その保護者にもっと届けることが重要である。
- ・働き方改革に対するインセンティブを設け、実効性を確保することも必要である。
- ・若い人たちが力を発揮していけるよう、男性も交えて働き方改革を情報発信していきたい。
- ・働き方改革の必要性の認識が低い企業、事業主にどのように問題意識を持ってもらうかが課題。
- ・ワークライフバランスに取り組みつつ企業の業績を上げる労使一体となった取組が必要。

